

大分市特定家畜伝染病警戒本部及び大分市特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における特定家畜伝染病の発生又はまん延の防止を図るため、大分市特定家畜伝染病警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び大分市特定家畜伝染病防疫対策本部（以下「防疫対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、特定家畜伝染病に対する自衛的防疫を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定家畜伝染病」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）のうち、同項の表に規定する口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領（平成23年1月27日大分県策定）のI設置基準及び目的の規定により大分県知事が必要と認めた家畜伝染病をいう。

(警戒本部又は防疫対策本部の設置)

第3条 警戒本部は、本市において特定家畜伝染病が発生するおそれがあり、警戒を要する場合に設置することができる。

- 2 防疫対策本部は、本市において特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがあり、対策を要する場合に設置することができる。
- 3 警戒本部を設置した場合において、家畜伝染病予防法第32条から第34条までの規

定に基づき定められる移動等に係る制限区域内に本市が該当したときは、当該警戒本部は、防疫対策本部に移行するものとする。

(所掌事項)

第4条 警戒本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定家畜伝染病の予防対策に関すること。
- (2) その他特定家畜伝染病に関し市長が必要と認める事項

2 防疫対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定家畜伝染病の予防対策に関すること。
- (2) 特定家畜伝染病の防疫業務の実施に関すること。
- (3) その他特定家畜伝染病に関し市長が必要と認める事項

(警戒本部の組織等)

第5条 警戒本部は、別表第1に掲げる職にある者を警戒本部員として組織する。

2 警戒本部に警戒本部長及び警戒副本部長を置き、警戒本部長は農林水産部長の職にある者を、警戒副本部長は農林水産部審議監、技監若しくは参事（専任に限る。）又は次長（専任に限る。）及び大分市保健所長の職にある者をもって充てる。

3 警戒本部に別表第2に掲げる班を置き、班員は、同表に掲げる課等の職員のうちから当該課等の長が指名する者をもって充てる。

4 警戒本部長は、警戒本部を代表し、警戒本部の事務を総理する。

5 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるとき、又は警戒本部長が欠けたときは、警戒副本部長のうちからあらかじめ警戒本部長が指名する者がその職務を代理する。

6 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務を処理する。

7 班員は、警戒本部員の命を受け、担任事務に従事する。

(警戒本部の会議)

第6条 警戒本部の会議（以下「警戒本部会議」という。）は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員を構成員とする。

2 警戒本部会議は、警戒本部長が招集する。

3 警戒本部長は、必要があると認めるときは、警戒本部会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(活動体制)

第7条 第3条第1項の規定により警戒本部が設置されたときは、警戒本部員及び班員は、直ちに非常配置体制を整え、担任事務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第8条 警戒本部員は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、必要があると認めるときは、関係機関に協力を要請するものとする。

2 警戒本部員は、前項の規定により関係機関に協力を要請したときは、直ちに第15条第2項に規定する事務局長に報告するものとする。

3 第15条第2項に規定する事務局長は、前項の規定により報告を受けたときは、その旨を警戒本部長及び警戒副本部長に報告するものとする。

(警戒本部の解散)

第9条 警戒本部長は、特定家畜伝染病が発生するおそれがなくなったと認めるときは、警戒本部を解散することができる。

(防疫対策本部の組織等)

第10条 防疫対策本部は、別表第3に掲げる職にある者を防疫対策本部員として組織する。

2 防疫対策本部に防疫対策本部長及び防疫対策副本部長を置き、防疫対策本部長は市長を、防疫対策副本部長は副市長及び農林水産部長の職にある者をもって充てる。

3 防疫対策本部に別表第4に掲げる班を置き、班員は、同表に掲げる課等の長の職にある者をもって充てる。

4 防疫対策本部長は、防疫対策本部を代表し、防疫対策本部の事務を総理する。

5 防疫対策副本部長は、防疫対策本部長を補佐し、防疫対策本部長に事故があるとき、又は防疫対策本部長が欠けたときは、防疫対策副本部長のうちからあらかじめ防疫対策本部長が指名する者がその職務を代理する。

6 防疫対策本部員は、防疫対策本部長の命を受け、防疫対策本部の事務を処理する。

7 班員は、防疫対策本部員の命を受け、担任事務に従事する。

(防疫対策本部の会議)

第11条 防疫対策本部の会議（以下「防疫対策本部会議」という。）は、防疫対策本部長、防疫対策副本部長、防疫対策本部員及び班員を構成員とする。

2 防疫対策本部会議は、防疫対策本部長が招集する。

3 防疫対策本部長は、必要があると認めるときは、防疫対策本部会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(活動体制)

第12条 第3条第2項又は第3項の規定により防疫対策本部が設置されたときは、防疫

対策本部員及び班員は、直ちに非常配置体制を整え、担任事務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第13条 班員は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、必要があると認めるときは、関係機関に協力を要請するものとする。

2 班員は、前項の規定により関係機関に要請を行ったときは、直ちに事務局長に報告するものとする。

3 第15条第2項に規定する事務局長は、前項の規定により報告を受けたときは、その旨を防疫対策本部長及び防疫対策副本部長に報告するものとする。

(防疫対策本部の解散)

第14条 防疫対策本部長は、防疫措置等が完了したとき、又は特定家畜伝染病が発生するおそれがなくなったと認めるときは、防疫対策本部を解散することができる。

(事務局)

第15条 警戒本部及び防疫対策本部の事務局を農林水産部生産振興課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、生産振興課長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部及び防疫対策本部の運営に関し必要な事項は、それぞれ警戒本部長又は防疫対策本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月12日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大分市高病原性・低病原性鳥インフルエンザ警戒本部及び大分市高病原性・低病原

性鳥インフルエンザ防疫対策本部設置要綱（平成19年2月1日施行）

(2) 大分市口蹄疫警戒本部及び大分市口蹄疫防疫対策本部設置要綱（平成22年6月4

日施行）

附 則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月3日から施行する。

別表第1（第5条関係）

農林水産部長、農林水産部審議監、技監若しくは参事（専任に限る。）又は次長（専任に限る。）、大分市保健所長、総務課長、契約監理課長、防災危機管理課長、市長室長、広聴広報課長、管財課長、市民協働推進課長、長寿福祉課長、障害福祉課長、保健総務課長、衛生課長、保健予防課長、健康課長、子育て支援課長、保育・幼児教育課長、環境対策課長、ごみ減量推進課長、清掃施設課長、清掃業務課長、農政課長、生産振興課長、林業水産課長、公設地方卸売市場場長、土木管理課長、道路建設課長、道路維持課長、河川・みなと振興課長、都市交通対策課長、公園緑地課長、教育委員会事務局教育部体育保健課長、教育委員会事務局教育部文化財課長、農業委員会事務局長、消防局警防課長、上下水道局上下水道部総務課長、上下水道部上下水道部営業課長

別表第2（第5条関係）

防疫対策班

総務課、防災危機管理課、管財課、市民協働推進課、環境対策課、農政課、生産振興課、林業水産課、公設地方卸売市場、公園緑地課、教育委員会事務局教育部文化財課、農業委員会事務局、消防局警防課、上下水道局上下水道部総務課、上下水道局上下水道部営業課

市民対応班

契約監理課、市長室、広聴広報課、市民協働推進課、長寿福祉課、障害福祉課、保健総務課、衛生課、保健予防課、健康課、子育て支援課、保育・幼児教育課、ごみ減量推進課、清掃施設課、清掃業務課、農政課、生産振興課、林業水産課、公設地方卸売市場、土木管理課、道路建設課、道路維持課、河川・みなと振興課、都市交通対策課、教育委員会事務局教育部体育保健課、農業委員会事務局

別表第3（第10条関係）

市長、副市長、総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、福祉保健部長、子どもすこ
やか部長、環境部長、農林水産部長、土木建築部長、都市計画部長、教育委員会事務局
教育部長、消防局長、上下水道局上下水道部長、大分市保健所長

別表第4（第10条関係）

防疫対策班

総務課、防災危機管理課、管財課、市民協働推進課、各支所※、環境対策課、農政課、生産振興課、林業水産課、公設地方卸売市場、公園緑地課、教育委員会事務局教育部文化財課、農業委員会事務局、消防局警防課、上下水道局上下水道部総務課、上下水道局上下水道部営業課

市民対応班

契約監理課、市長室、広聴広報課、市民協働推進課、各支所※、長寿福祉課、障害福祉課、保健総務課、衛生課、保健予防課、健康課、子育て支援課、保育・幼児教育課、ごみ減量推進課、清掃施設課、清掃業務課、農政課、生産振興課、林業水産課、公設地方卸売市場、土木管理課、道路建設課、道路維持課、河川・みなと振興課、都市交通対策課、教育委員会事務局体育保健課、農業委員会事務局

健康対策班

広聴広報課、保健総務課、衛生課、保健予防課、健康課、教育委員会事務局教育部体育保健課

※各支所については、移動制限区域又は搬出制限区域に該当する支所とする。